

# その他

## 建設業退職金共済制度

### 事業の概要

建退共制度は、建設業の事業主が当機構と退職金共済契約を結び、建設現場で働く労働者に、働いた日数に応じて掛金を納付することにより、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

### 内容

#### 【制度の特徴】

- ・退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
- ・退職金は、働く企業がかかわっても、それぞれの期間をすべて通算して計算されます。  
新たに加入した労働者(被共済者)については、国が掛金の一部(初回交付の共済手帳の50日分)を補助します。
- ・事業主が払い込む掛金は、法人では損金、個人では必要経費として全額非課税となります。  
(法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項)
- ・経営事項審査において、建退共制度に加入し適正に履行している場合は、加点評価されます。
- ・掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。

#### 【加入の条件】

##### ○事業主

日本国内で建設業を営む事業主であれば、総合・専門・元請・下請・日本法人・外国法人の別を問わず、専業でも兼業でも、また、建設業法の許可(大臣・知事)を受けているとしないにかかわらず、すべて共済契約者となることができます。

##### ○労働者

建設業の現場で働く労働者であれば、国籍や大工・左官・鳶・土工・電工・配管工・塗装工・運転工など職種を問わず、また、月給制・日給制あるいは、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができます。

また、いわゆる一人親方でも、任意組合を利用し、被共済者となることができます。

### 問い合わせ先・参考URL

独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業宮城県支部

電話:022-263-2973

<http://www.miyagi-kentai.jp/>